

令和3年9月第3回八街市議会定例会会議録（第5号）

1. 開議 令和3年9月10日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

2番 栗 林 澄 恵  
3番 木 内 文 雄  
4番 新 見 準  
5番 小 川 喜 敬  
6番 山 田 雅 士  
7番 小 澤 孝 延  
8番 角 麻 子  
9番 小 菅 耕 二  
10番 木 村 利 晴  
11番 石 井 孝 昭  
12番 桜 田 秀 雄  
13番 林 修 三  
14番 山 口 孝 弘  
15番 小 高 良 則  
16番 加 藤 弘  
17番 京 増 藤 江  
18番 丸 山 わき子  
19番 林 政 男  
20番 鈴 木 広 美

1. 欠席議員は次のとおり

1番 小 向 繁 展

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副 市	長	橋 本 欣 也
総 務 部	長	會 嶋 禎 人
市 民 部	長	吉 田 正 明
経 済 環 境 部	長	黒 崎 淳 一
建 設 部	長	市 川 明 男

財 政 課 長 和 田 暢 祥

高 齢 者 福 祉 課 長 飛 田 雅 章

・連絡員

総務部参事(事)総務課長 片岡和久

秘書広報課長 田中和彦

社会福祉課長 堀越和則

農政課長 相川幸法

道路河川課長 中込正美

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長 加曾利 佳 信

教 育 次 長 関 貴美代

○農業委員会

・議案説明者

農業委員会事務局長 梅澤孝行

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長 日野原 広 志

副 主 幹 須賀澤 勲

主 査 渋谷 佳 子

主 査 嘉瀬 順 子

主 任 主 事 今 関 雅

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程 (第5号)

令和3年9月10日(金) 午前10時開議

日程第1 議案第3号から議案第7号、議案第14号、請願第3-1号

質疑

議案第3号、議案第14号

付託省略、討論、採決

議案第4号から議案第7号、請願第3-1号

委員会付託

日程第2 休会の件

## ○議長（鈴木広美君）

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。

最初に、9月1日までに受理した陳情2件につきましては、その写しを配付しておきました。

次に、本日の欠席の届出が小向繁展議員よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案第3号から議案第7号、議案第14号及び請願第3-1号を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第55条により、発言は全て簡明にし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならず、質疑にあたっては自己の意見を述べることはできません。また、会議規則第56条、第57条及び議会運営に関する申合せにより、各議員の発言時間は答弁も含め40分以内とし、同一議題につき一問一答、2回まででお願いいたします。

それでは最初に、桜田秀雄議員の質疑を許します。

## ○桜田秀雄君

それでは早速、議案第4号、総務管理費について、お伺いいたします。

予算書の18ページでございますけれども、①ふれあいバス運行事業費について、お伺いいたします。

ふれあいバス、市街地循環バスの路線の再編成及びダイヤ改正に伴う経費として217万3千円が計上されておりますけれども、事業内容をお伺いいたします。

## ○総務部長（會嶋禎人君）

この事業内容ですが、今年の5月に策定しました地域公共交通計画に基づきまして、本年10月4日から路線見直しを実施することにしてございます。その予算増額ということですが、現行の北コース、それから東コースの運行順路の見直しをしています。また、新たに市街地循環コース、それから北コースへと路線の変更もしております。それで、この路線の変更などに伴いまして、一部、経路が延長されているところがありますので、その延長に伴いまして乗務員の時間が増えるという形で、2名体制から3名体制に変更になるというところが主な増額の要因でございます。

## ○桜田秀雄君

今、事業の中には人件費も含まれている、こういうお話がございましたけれども、運転手の中には大変高齢者な方が見受けられます。お客様を輸送する公共交通機関の乗務員として本当に大丈夫なのかなと、こういうことも心配しているんですけれども、一旦事故が起これば

当然、行政の責任を問われることになりまされども、業務委託先の実態、この把握はなさっているのでしょうか。

**○総務部長（會嶋禎人君）**

今回、バスについては委託という形を取っておりまして、運転される方の選考については会社に全てお任せしている状況でございます。ですので、こちらから、この方を使ってくれとか、こういう条件の方を使ってくれというのを提示しているものではございませんので、会社がベテランで安心の置ける方を選定していただいているというふうに認識しております。

**○桜田秀雄君**

次に、②車両の耐用年数をお伺いしますけれども。

先月、ある路線バスで大型バスによって運行がされておりました。多分、所定のバスが整備不良等で代替のバスだと思えるんですけども。一部、老朽化しているバスもあると思うんですが、1台ごとの耐用年数はどのようになっているのでしょうか。また、その査定はどのような基準で行われるのか、お伺いいたします。

**○総務部長（會嶋禎人君）**

八街市でやっているふれあいバスについての目安でございますが、年数でいいますと購入から10年、それから距離数で行きますと80万キロメートル以上というところを一応の目安として考えております。

それで、今現在の車両の状況ですが、初めに北コースは平成28年の購入で、走行距離が約35万キロメートル。東コースが、平成24年の購入で、走行距離が約68万キロメートルから9万キロメートル。西コースが、平成30年の購入で、走行距離が23万キロメートル強。南コースが、平成27年の購入で、走行距離が47万キロメートル強という形であります。

**○桜田秀雄君**

乗務員の話だと、バスによっては6年ぐらいで耐用年数が来てしまうと。ですから会社の方で修理しながら、もう倍ぐらい使っていますよと、こんな話もお伺いいたしました。

また、バスにイラストを入れると、すごく高くついてしまうという話も伺ったんですが、本来の本体価格はどのぐらいで、それにいろいろなレイアウトを付けるとどのぐらいになるのか、そういうことがもし分かれば結構ですけども、お伺いいたします。

**○総務部長（會嶋禎人君）**

申し訳ございませんが、具体的に1台幾らで、どのぐらいの価格で絵が描けるかは、ちょっと分からないものですから。実際、大きいバスでいいますと2千500万円とか3千万円という形で、バス1台の価格は設定されていると思います。それにプラスアルファでコーティングするという形で、今お話がありましたとおり、車検を取る際にはいろいろな手順がありまして、そういったものを全て装備した形での車検になりますから、全体的に、それを含めた中で金額的にも大変ですし、車検を取る際にも大変だということは聞いております。

**○桜田秀雄君**

財政が厳しい中でのふれあいバスの運行ですので、八街市のふれあいバスだよということが分かれば、私はいいのではないかと。これから、そういう意味では、ある程度シンプルにしていくのも考え方ではないかなと思いますので、ご検討をお願いしたいと思います。

次に、議案第14号、市長及び副市長の給与の特例について、お伺いいたします。

条例の改正にあたり、報酬等審議会にはお諮りになったのかどうか、お伺いします。

#### ○総務部長（會嶋禎人君）

今回の減額でございますが、責任を取るということが主目的でございますので、額を改定するというを目的にしているわけではないということから、審議会には諮っておりません。

#### ○桜田秀雄君

報酬の削減について、報酬等審議会条例第3条では、市長は市長及び副市長の給与の額に関わる条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする、このように定められております。条文をそのまま率直に読みますと、やはり改正があるときには審議会に諮るべきではないのかな、そんな思いを持っているのでございますけれども、今若干、報告がありましたけれども、では、諮らなくてもよいときの事例を具体的に分かりやすくご提示を願えませんか。

#### ○総務部長（會嶋禎人君）

実情として、今回のような形で組織として見直しをするとか、そういうことではない、今回は事案でございますので、これはあくまで市長、副市長自身からの申告という形で、せざるを得ないという形を取らせていただいたものでございますので、こういった場合については審議会に諮らない。しかし、例えば社会情勢とか経済情勢とか、そういった形で職員の給料同様に下げる、上げるというようなことであれば、当然、審議会の方にかけて諮問するというような形を取るべきだと考えております。

#### ○桜田秀雄君

次に、(2)不正事案について、お伺いいたします。

今回の改正は、職員の不適正事務の取扱いに対する管理責任を取るというものでございますけれども、事務の取扱い方は職員が日常的に業務の中で取得するものなのか、あるいは事務講習会などを通じて取得するものなのか、その辺はどのようになっていますか。

#### ○総務部長（會嶋禎人君）

事務処理については、各部署によりまして、一般的にいいますと、事務処理のマニュアルというものは概ねこしらえてあると思います。それに併せて、チェックリスト的なものも整備されているということで、個々の担当ごとに、そういったものは当然引継ぎというものを受けていて、それで今言った、そういったマニュアルなどにのっとり処理されているというふうに私どもは認識しております。ですので、全体を通しての研修といいますと、新規採用のときの基本的な研修ですとか、あとは各組織でやっております専門的な研修ですとか、そういったところでそういった知識は得ていただいて、実際の事務処理、窓口を含めて事務処理については現場でおのおの同士で習得していくような形の中にマニュアルがあるというよ

うに認識しております。

○桜田秀雄君

限られた職員の中で、そういった機能を図ることは大変だと思いますけれども、しかし一方で、事によっては住民の皆さんに多大な迷惑と不信感を抱かせる場合もございます。事故防止について、今後の対応策の考えがあれば、お伺いしたいと思います。

○総務部長（會嶋禎人君）

今回、再発防止の対応ということで、各部課長宛てに令和3年8月30日付で「公務の適正な執行について」という通知をさせていただきました。

その中で大きく4点ございます。まず1点が、契約事務や予算執行にあたっては関係法令等を遵守すること。それから2点目としましては、部課等の垣根を越えた、組織横断的な管理体制を構築し、事務環境の改善を図ること。3点目としまして、事務処理マニュアル、チェックリストの整備、活用を通して事務処理の適正化を図ること。また、人事異動等に事務引継ががございますので、それを担当者だけではなく、管理職等においても重要項目を共有する。4点目としまして、事務処理上のリスクに対し、あらかじめ対応策を整備するなど、事務ミスの低減を図るということで、全庁に通知をしてございます。

○桜田秀雄君

これで私の質問は終わらせていただきます。

○議長（鈴木広美君）

以上で桜田秀雄議員の質疑を終了します。

次に、京増藤江議員の質疑を許します。

○京増藤江君

それでは、議案第4号、令和3年度八街市一般会計補正予算について、伺います。

予算書27ページです。歳出4款2項2目のクリーンセンター・処分場管理運営費について、伺います。

まず初めに、焼却処理施設管理業務の委託料が2千55万円の減額補正となっておりますが、その要因を伺います。また、全体では減額補正ですが、業務のうち費用が特に増額したものはあるのか、伺います。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

クリーンセンター・処分場管理運営費は、クリーンセンターの施設の維持管理及び焼却施設、処分場に搬入された廃棄物を適正に処理するための経費で、焼却施設の維持管理に伴う委託料が主なものでございます。

今回の補正内訳でございますが、法定検査に伴うボイラー等保守点検業務につきましては、予算額1億839万円に対しまして、契約額は8千800万円でございます。なお、本年度、クリーンセンターで直接処理できない樹木等の処理委託を予定しており、これに見込まれる費用であります250万円を差し引いた、1千789万円を減額いたしました。

焼却処理施設保守点検業務につきましては、予算額5千102万円に対しまして契約額4千950万円で、152万円を減額いたしました。電気計装整備等保守点検業務につきましては、予算額623万7千円に対しまして契約額509万3千円で、114万4千円の減額をいたしました。

いずれも契約金額確定に伴うもので、3業務を合わせまして2千55万4千円の減額でございます。

また、費用が特に増額したというような業務はございません。

#### ○京増藤江君

契約による確定だということなんですけれども、その契約の方法はどうなっているのか、お伺いします。

#### ○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

法定検査に伴うボイラー等点検整備業務と焼却処理施設保守点検業務につきましては、一般競争入札で行いまして、それぞれ1社が応札しております。電気計装設備等保守点検業務でございますが、当該設備につきましてはクリーンセンターのプラントメーカーでございますユニチカ、現在はエスエヌ環境テクノロジー株式会社となっておりますが、本市専用開発したプログラムを使用しており、他社では解析することができず、点検が行えないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、1社随意契約により契約しております。

#### ○京増藤江君

大変高価な事業なんですけれども、それでもボイラー等の保守点検業務については一般競争入札ができると。しかし、メーカーが作ったものについては、1社に随意契約せざるを得ないというところでは複雑な気持ちがございますが、それでも一般競争入札できるところでは、ぜひ今後もしっかりとやっていただきたいと思っております。

次に、同じく4款2項2目です。ごみ収集処理事業費について、27ページです。

コロナ禍で在宅時間が増えております。私はごみの量の増加を予想しておりましたが、ごみ収集処理事業の委託料は約317万円の減額補正です。その要因及びごみの種類の変化について、伺います。

#### ○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

本事業の補正につきましては、12節委託料、ごみ収集処理事業費の資源物、古紙収集業務の入札に2社が参加いたしまして、予算額2千204万7千円から契約額1千887万6千円を差し引いた残額317万1千円を減額補正するものでございます。

なお、ごみの種類の変化につきましては、特に目立った変化はございませんが、プラスチック類は若干の増加傾向にございます。

ごみの量につきましては、令和元年度は台風災害の影響もあることから、平成30年度と令

和2年度を比較いたしますと、可燃物は665.9トンで3.45パーセントの増、不燃物は202トンで17.36パーセントの増、資源物は156.7トンで7.39パーセント増となっております。これらの増加の要因につきましては、新型コロナウイルス感染症によるステイホームの影響もあると考えております。

#### ○京増藤江君

古紙が減っているということで、その反面、プラスチック製品が若干増えているということなのですが、今後というか、本当にプラスチック製品が増えているというのは、私は地球温暖化の上では大変危惧するところなんですけれども、プラスチック製品を減らしていくような方法について、何かお考えでしょうか。

#### ○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

まず、プラスチック製品の八街市の処理状況につきまして、お話しさせていただきます。

プラスチック製容器包装につきましては、容器包装リサイクル法の指定法人でございます、公共財団法人容器包装リサイクル協会に再商品化の委託をし、本年度は公園の擬木やプランターに再利用を行っております。ペットボトルにつきましては民間業者に処理委託し、再びペットボトルとして再利用しております。製品になったプラスチック類につきましては、民間業者に処理委託し、一部が公園の擬木やプランターに再生され、一部は固形燃料として再利用されております。また、プラスチックの原料の考えにつきましては、国や企業の方々が、今後、施策として努力していただいて、製品の削減を行っていただくものと考えております。

#### ○京増藤江君

プラスチックの場合は生成する、作る段階からエネルギーを使わなきゃいけない、またリサイクルするにしても、しっかりエネルギーがかかるというところでは、本当に温暖化防止とは相反するものですので、生成しないで済むようなところで、製造元としっかりとやり取りが必要だと思います。

次に、5款1項1目、農業委員会費、農地基本台帳システム改修事業について、伺います。27ページです。

システム改修事業の内容はどうか、お伺いします。

#### ○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

お答えいたします。

今回の改修業務の内容ですが、全国農地ナビのデータを更新できるよう、現在、市で利用している農地台帳システムを改修するものです。

細かい説明をさせていただきますが、農地台帳システムにつきましては、平成25年の農地法改正により、農地台帳として法定台帳となるとともに、新たに管理項目が定められ、併せてパソコン等による電子化の台帳整備が必須となりました。八街市では、その際、国の補助を受けて、平成26年度に整備したものです。この農地台帳は、農地1筆ごとに農地の地番や面積、所有者の氏名、法人の場合は名称、住所、貸付けている場合は貸付者の氏名、住所、

貸付の根拠法令、農地法か経営基盤強化促進法になります、貸借の期間、金額、遊休農地に関する情報、農振法、都市計画法の区分、納税猶予の状況などが登録されております。その他、毎月、農地法に基づく申請や許可等により最新の情報になるよう、更新作業及び年に1回、住民基本台帳と固定資産台帳との照合作業を行っています。

次に、全国農地ナビ、正式名称は農地情報公開システムでございますが、農地法等の改正や農業を巡る行政の変化もあり、インターネットで農地台帳の管理項目の一部を地図情報と併せて公表することとなったため、全国農業会議所が全国農地ナビを整備し、平成28年4月にスタートしております。全国農地ナビは、農業者の経営規模拡大や新規に参入を希望する農地の受け手に広く情報を発信し、農地の集積・集約化を図ることを目的としており、インターネットでの公表項目は、農地の地番や面積、貸付けをしている場合は根拠法令、貸借の期間、遊休農地に関する情報、農振法、都市計画法の区分などとなります。

この全国農地ナビに八街市でも農地基本台帳のデータを提供しておりますが、平成28年度の情報で、その後、情報が更新されておられません。このことから、農地台帳システムを改修し、農地基本台帳の公表可能情報を、全国農地ナビにデータをアップロードし、毎年、情報の更新を行おうとするものです。

#### ○京増藤江君

なかなか難しい内容だなど、私は思いながらお聞きしているんですけども、全国農地ナビに八街市の農地基本台帳のデータを提供できるようにするための改修だということで、全国農地ナビの目的は、農業者の経営規模の拡大や新規に参入を希望する農地の受け手に広く情報を発信して、農地の集積・集約化を図るという説明でした。

これは国の施策の方向と同じだと思いますけれども、八街市の場合、全国でも同様だと思いますが、農業従事者の高齢化、また後継者不足の中で、経営規模の拡大や農地の集積・集約化の見通しというのはあるのかどうか。また、農地台帳には納税猶予の状況が登録されているそうですが、現状はどうか、お伺いします。

#### ○農業委員会事務局長（梅澤孝行君）

最初に、納税猶予につきまして、ご説明いたします。

農地の細分化を防止するとともに、農業後継者の育成、農業経営の継続を図るため、相続税と贈与税に納税猶予の特例措置が設けられております。八街市の状況でございますが、現在は相続税の納税猶予者が11人、贈与税の納税猶予者は5人となっております。平成の1桁台に相続税の納税猶予制度を利用した方が多かったですようですが、猶予期間20年を経過し、現在は少なくなってきております。

なお、相続税の納税猶予制度は、平成21年に制度の大幅な改正がありまして、従来は相続人が死亡または20年間営農を継続したときに免除となっておりますが、この改正によりまして20年の営農継続による免除は廃止となり、終始農地として利用を継続することに変更ということで、相続した方が一生、農業を続けるというような制度の変更となっております。

このような法律の変更がありましたのと、あとバブル当時と比べて公示地価の下落等もありますので、最近では納税猶予を受ける方が大分減っております。新しい変更後の制度になりましてから、相続税の納税猶予を受けた方につきましては2名となっております。

また、農地の集積・集約化でございますが、農業委員会法の第6条第2項では、農地利用の最適化の推進、具体的に申し上げますと担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農、新規参入の促進が国から求められております。今耕されている農地を耕せるうちに耕せる人につなげていくということに尽きると思います。これにつきましては、農業委員、農地利用再適化推進員、また農政課等とも連携しながら、これから進めていきたいと、このように思っております。

#### ○京増藤江君

納税猶予については最近では減っていると、そして20年間ということ、結構住民の皆さんからは税金をどうしようかというところで困っているという声がありますので、ぜひこれからしっかりと相談に乗っていただきたいと思います。そして、農業の後継者がしっかりと育つように、また高齢者の皆さんも農業を続けられるように、システム改修が役に立つようにということをお願いしまして、質問を終わります。

#### ○議長（鈴木広美君）

以上で京増藤江議員の質疑を終了します。

次に、丸山わき子議員の質疑を許します。

#### ○丸山わき子君

それでは、通告の順に従いまして質問いたします。

まず初めに、介護保険システムの改修事業についてであります。

今回の不適正な事案は契約チェック体制の緩みであり、公金を預かる行政では絶対にあってはならないと。今後活かした行政運営を求めて質問するものであります。

まず、今回の委託料となりました399万9千円の価格、これは適正なものであったのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

#### ○市民部長（吉田正明君）

今回問題となりました介護保険システムでございますけれども、これにつきましては、開発元の方から市の方で賃借しております総合行政情報システムの中のソフトウェアの1つということもございまして、これまでもそういった改修を行う際には、改修に必要な経費の見積りというものを、いわゆる開発元の方に依頼をして、それを最終的に契約価格というふうにしているものでございますので、適正なものかということになりますと、それを何かと比較するという点についてはちょっと難しい、あくまでも開発元の方から出された金額で、こちらとしては契約しているという状況でございます。

#### ○丸山わき子君

システムに組み込まれてしまっているから、一方的に業者の方から示されたら払わなければならない、そういうものになってしまっているんですが、結局これはもう本当に業者が独占

的な対応をしているわけで、そういう意味では委託料が適正であるか、確認するべきがないということのようなんですけれども、しかしながら業者の言いなりの対応であってはならないのではないか。やはりそれなりの根拠をきちんと求めていくということが必要ではないかというふうに思います。

今回は特に、改修を急ぐあまり、契約を締結せず、職員の判断により発注したということで、1人での対応であったということで、適正な価格であるという保証は全くないわけですね。やはり随意契約というのは特に慎重を期すということが求められているわけですので、こういった慎重を期す過程が省かれてしまっているということは大変問題である。

今後、システム内の随意契約に関して、もう少し検討していくべきではないかと思いますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

#### ○市民部長（吉田正明君）

どうしてもこういったシステム改修に係る経費については、やはりどうしても随意契約にならざるを得ないというところをご指摘のとおりなんですけれども、内容が適正か否かにつきましては、今後は担当1人ということではなくて、当然、管理職も含めた中で、相手から出された見積書なりをきちんと検証した上で、今後の契約については臨んでいきたいというふうに考えております。

#### ○丸山わき子君

業者の選定については、総合行政システムということで、もう定められた業者であるということのようなんですけれども、今後もこの業者、同じ業者でやっていけば、当然、委託料というのは高くなっていってしまうんじゃないかと思うんですが、そこら辺については見直し、市としてはそういった業者さんの見直しというのは検討されるのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

#### ○総務部長（會嶋禎人君）

今回は総合行政システムという形で、市役所全体のシステムを構築しているものをベースにしております。これも5年程度で見直しというきっかけがちゃんとございます。前回であれば、プロポーザルという形ではございますが、それで業者を選定した結果、今の業者になっているというような状況でございまして、これからさらに、これも契約期間がしっかりとありますので、契約が切れる直前、前段では見直しをさせていただくことになります。

しかし、そこで問題になるのが、多分、これが問題になるかどうか、ちょっと土台に上がるかどうか分かりませんが、既存の今、回しているプログラムなりフォーマットなり、そういったものを、例えばAからBに代わった際には、今の時代であれば、ほとんどが移行できる形になろうかと思えます。ただ、5年前、10年前でいいまして、その辺の経費がかかるということで、やはり経費面を重視すると、どうしても続いた業者になりがちであるというところは、これはもう認めざるを得ないところだと思います。しかし、今の時代はそれが割と簡単にできるのではないかと、私の個人的な推測ですけれども感じておりますので、次回見直しをする際も、やはりプロポーザルなり、先ほどおっしゃっていたみた

いに見積書だけでは比較できませんので、特に今回の場合も含めてプロポーザルというような形で業者選定を行って、そこでしっかりとした形のものとして契約を作り上げていくとよ  
うに考えております。

#### ○丸山わき子君

ぜひ、そういう点での改善もしていただきたいというふうに思います。

次に、再発防止への取組についてなんですけれども、先ほどご答弁の中で業務の実施体制の見直しをしていく、それから職員間のチェック体制の強化を全庁各課に指示した、徹底を指示したという説明をいただきました。ぜひ、二度とこのようなことが起きないように、きめ細やかな取組、慎重な取組をお願いしたいというふうに思います。

次に、懲戒処分についてなんですけれども、今回4人の職員の懲戒処分があったわけなんですけれども、根拠と総額について、お伺いいたします。

#### ○総務部長（會嶋禎人君）

今回の職員の処分についてでございますが、八街市の職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、また職員の分限及び懲戒処分に関する規則、また職員の懲戒処分の基準に基づきまして、担当職員につきましては当該被疑行為に係る懲戒処分の処理と程度を基準としまして、動機、態様及び結果、過失の度合いなど、6項目を総合的に考慮しまして、分限懲戒処分審査会にかけて、出た結果でございます。

減給に係ります基準というのが1日以上6か月以下の期間、それから給料の額は10分の1ということで、これを過去の事例やほかの自治体などの事例なんかを参考に、先ほど申しました審査会において協議し、減給10分の1、3か月ということで判断いたしました。

職員の減額ですけれども、給料、勤勉手当の合計で約147万円となります。

総額というようなご質問でございますので、先ほどの議案第14号での市長、副市長の減額がございますから、その数字も併せて答弁させていただきますけれども、今回の市長、副市長につきましては、不適正な事務処理事案が発生し、管理監督責任ということで、職員の処分に準じて減額を実施しました。その際、給料月額並びに月額に伴う地域手当、期末手当の減額ということで、合わせて約86万円という形になります。

#### ○丸山わき子君

今答弁いただいたわけなんですけれども、審査会に諮って、3か月、報酬減額は10分の1という内容にしたんだということのようなんですけれども、どのような議論がされたのか、審査会の中で、その辺についてはいかがでしょうか。

#### ○総務部長（會嶋禎人君）

審査会に諮る前段では、人事担当が、当該職員及び関係すると思われる職員全てに対して調査、ヒアリングを行っております。その結果を基に、副市長をはじめ、委員で協議させていただきました。

やはり今回こういう結果になってしまったというところの原因から入るべきではないかということで、いろいろ、その辺の協議もさせていただきました。それから、多分皆さんも

ちょっと思うところがあると思いますけれども、時期が8月から9月になってしまっているというところで、その辺の経過、状況で、何とかすることができなかったのかというようなところの調査も、協議もいたしました。あとは、職員自身がこういった事務を、先ほどちょっと質問がありましたけど、こういった事務をそもそも知っているのか、あるいは知らなかったのか、あるいはちゃんと引継ぎをされていたのか、いなかったのか、あとは周りの職員なり上司がそれをチェックする機能が保たれていたのか、いなかったのか、そういったところも含めた中で、今回の当該職員ではなくて、関係する上司というか、管理監督責任のある職員も一緒に処分の対象としたということです。

審査側としましては、原因、それから当然、最後には今後の対応という形でその辺もしっかりとした形のものを出さなければいけないということも含めた中で、協議させていただいたところでございます。

#### ○丸山わき子君

慎重な対応をされていることが分かりました。今後、二度とこうしたことが起きないように取組をしていただきたいと思いますということです。

それから3番目に、契約についてなんですけれども、今回は随意契約だったということで、本市の契約業務の中で随意契約あるいは競争入札、それぞれ何件、年間にあるのか。また、総額はそれぞれどのぐらいなのか、お伺いしたいと思います。

#### ○財政課長（和田暢祥君）

お答えいたします。

令和2年度の数字になりますけれども、令和2年度の契約につきましては、単価契約を除く随意契約による契約件数は、設定金額10万円以上の財政課合議の件数となりますけれども、833件、契約金額は約14億6千800万円というふうになってございます。一般競争入札による契約件数は198件、契約金額は約30億4千700万円というふうになってございます。

#### ○丸山わき子君

今、随意契約と競争入札の状況をお伺いしたわけですが、随意契約が圧倒的に多い。総額的には14億円が随意契約されているわけです。やはり慎重にさらに慎重を重ねることが本当に必要であり、また市民の大切な税金を預かり、それを使っていくわけですから、公金の扱いについて、本当に徹底した対応、取組が求められているというふうに思います。

それで、3月に出された定例監査報告、この中には契約事務についてのことが、一定の紙面を割いて報告されているわけなんです。随意契約の在り方について、もっと徹底しなさいということが示されております。その中で最後に、事務手続のチェック体制が図れるよう、早期にマニュアル等を作成されるように要望すると。

もう既にありますということのようなんですけど、私はやはり、これだけの随意契約があるわけですから、市民に対しても、八街市はこういう内容で職員が随意契約をしていますと、市民にも分かるようなマニュアルを作って、こうした問題が起きないようにしていくべきで

はないかなというふうに思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

**○総務部長（會嶋禎人君）**

今、議員がおっしゃいましたとおり、今現在は契約の結果程度を公表しているところが事実であります。その中にはやはり入札というのはこういうものだ、随意契約というのはこういうものだ、八街市はこういった契約をしている、その結果がこれだというような形のものは、ちょっとこれは考えさせていただきたいと思います。

**○丸山わき子君**

ぜひ公金の流れが本当に明確に分かるような、そういうものにしていただきたいと思いますということを改めてお願いいたします。

次に、議案第4号、一般会計補正予算についてであります。これは、総額2億7千520万8千円ということで。一般会計補正予算書の25ページ、細かくありますが、予防費について、お伺いいたします。

負担金補助及び交付金について、360万円が計上されております。どこに対する補助金なのか、伺います。

**○市民部長（吉田正明君）**

360万円につきましては、印旛郡市歯科医師会、八街地区の歯科医師の方のうち、16名の歯科医師の方にコロナワクチン接種の研修を受講していただきまして、市が行っております集団接種の接種者としてご協力いただけることになりましたので、ワクチン接種医療機関支援事業の対象者として、こちらの歯科医師の先生方の方に交付したいということがございます。

**○丸山わき子君**

歯科医師会の先生方がご協力くださるということは大変ありがたいというふうに思います。ワクチン接種に協力いただける市内の医師、また医療機関はこれでどのぐらいになるのか、その辺について、お伺いいたします。

**○市民部長（吉田正明君）**

すみません、ちょっと今手元に資料を用意してございませんが、たしか医療機関の方が19、今協力いただいていると思います。今回、歯科医師の先生の方で16名に協力いただけるということになりましたので、大分、今後の接種についてはこれでめどがつくかなと思っております。

**○丸山わき子君**

接種をする機会が市民にとって大変広がったということでは、本当に安心できることと思います。ちょっとまた後でやりますけれども、今は若い方々が感染する率が大変高くなっておりまして、より若い方々が身近なところで早く接種できる、そういう保証が1つできたかなというふうに思います。今後ともよろしくお伺いいたします。

それから、2番目の報酬についてなんですけれども、予防接種健康被害調査委員会委員報酬97万2千円とあるわけですけれども、この間、予防接種健康被害調査委員会が開催された

事案はあったのかどうか、この辺についていかがでしょうか。

**○市民部長（吉田正明君）**

現在におきまして、この審査会の方を開いたということはありません。

**○丸山わき子君**

あつてはならない、開かれては困るというふうに思いますので、万が一のための予算計上であるというふうに思います。

次に、ワクチン接種準備業務7千730万8千円が計上されております。これはどのような内容になるのか、お伺いいたします。

**○市民部長（吉田正明君）**

ワクチン接種準備業務7千730万8千円の増額でございますけれども、主なものにつきましてはコールセンター業務、それから受付業務の人材派遣業務、それからワクチン接種準備業務の委託内容の変更によりまして、それぞれ増額とさせていただきます。

**○丸山わき子君**

コールセンター、受付等、最終的にはどのぐらいの方々が配置されたのか、その辺についてはいかがですか。

**○市民部長（吉田正明君）**

コールセンターの業務につきましては、当初10名で始めたところでございますけれども、なかなか電話が繋がらないという状況がございましたので、最終的には20名に増員をさせていただきました。

それから受付業務につきましては、総合保健福祉センター3階にございますコロナワクチン対策チームの中に受付業務の場所を設置してございますけれども、これは当初5名で対応しておりましたけれども、最終的にここについては10名に増員して、その業務を今現在も継続しているところでございます。

**○丸山わき子君**

市民の皆さんからは、受付等に電話してもなかなか話が分かってもらえないんだというような苦情が多々ございました。しかし、ここまで来ると、さすがにそういった声は聞かれなくなって、受付業務に関わる皆さんもいろいろと慣れてきているのかなというふうに思います。ぜひ市民の皆さんの声に沿った、そういう受付業務ができるように、今後とも取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、ワクチン接種運営業務で1億9千332万8千円が計上されております。この内容について、お伺いいたします。

**○市民部長（吉田正明君）**

こちらのワクチン接種運営業務の1億9千332万8千円の増額でございますけれども、主なものについてはワクチンの配送業務、それから集団接種業務、それから集団接種に係ります医師及び看護師の派遣業務、それから会場整理業務など、こういった様々な委託業務に係る増額をお願いするものでございます。

○丸山わき子君

当然、11月までの内容であるということで理解してよろしいですか。

○市民部長（吉田正明君）

議員がおっしゃるとおり、今現在、集団接種を行っております中央公民館を会場にした集団接種については、取りあえず今のところ11月ということで予定してございますので、この予算については11月末までということでの予算でございます。

○丸山わき子君

分かりました。

次に、7款土木費の住宅費について、お伺いするところであります。32ページです。

これは市営住宅解体撤去工事ということなんですけれども、対象となっている解体住宅はどこなのか、また工事費は平米あたりどのぐらいになるのか、お伺いいたします。

○建設部長（市川明男君）

今回補正予算で計上させていただきました解体工事でございますが、2か所の団地でございます。

1か所が榎戸団地の解体工事でございます。こちらにつきましては、長屋造りのため、1棟6世帯となっております。また、これに併せまして共同の入浴施設や倉庫等の解体業務も含んでおります。こちらの方が、一応、建物の床面積で行きますと1平方メートルあたり6万1千500円となっております。

もう片方につきましては、実住団地でございます。こちらにつきましては平家建ての戸建てという形で、1世帯1棟でございます。こちらにつきましては、1平方メートルあたり3万1千400円となっております。なお、こちらにつきましては、建物1棟のほか、周辺の垣根の方も撤去する予定となっております。

○丸山わき子君

解体費用がちょっと高いんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺については、ちょっと私は理解できないんですが、なぜこのように高くなっているのか、お伺いいたします。

○建設部長（市川明男君）

こちらにつきましては、居住している建物での面積でございます。先ほど申し上げましたとおり、榎戸団地につきましては、屋外の共同入浴施設や倉庫など、こちらの方も8棟ございます。こちらの方も含めた解体工事という形になっています。また、長屋造りの関係でございますが、構造上、コンクリートブロックでの建物ということです。片や、実住団地につきましては木造という形の関係がございますので、こちらにつきましては、多少の差異があるものと考えておりますが、当初、榎戸団地につきましては、概ね1千万円を超える総額になりますので、入札等で若干落ちる可能性があるという形で認識しております。

○丸山わき子君

榎戸は棟数が多いからということのようですが、平米あたりにしたら同じなわけですから、

それにしてもちょっと割高であると。

どちらもアスベストは利用されていないわけですね……もう質問できないわけですね。

○議長（鈴木広美君）

はい。

○丸山わき子君

残念ですね。アスベストが利用されていないのであれば、こんなに高い単価になるはずがないというふうに思います。ぜひ慎重な対応をお願いしたいというふうに思います。

次に、3番目に歳出全般について、伺うところでございますが、新型コロナウイルス感染症に伴う事業中止、これは総額どのぐらいになるのか、お伺いしたいと思います。

○財政課長（和田暢祥君）

お答えいたします。

事業中止による総額でございますが、今回9月補正の歳出予算におきまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止により中止及び延期となった事業費の総額につきましては2千184万4千円、そしてまた令和2年度の歳出予算での中止及び延期になった事業費の総額につきましては7千473万9千円となっているところでございます。

○丸山わき子君

この補正予算は、新型コロナウイルス感染症の第5波に対しての市独自の取組がないということが大変残念であります。八街市では感染者数が9月に入って1桁になったと。9日までには55人の方が感染されていますけれども、その7割は40歳以下の方々です。国の方では、19都道府県に対して緊急事態宣言を今月30日まで延長しますということを言われたわけなんですけれども、特にこういう中で、やはり八街市が独自に若い方々に対しての感染対策を何もしないというのは大変問題ではないか。

特に今、保育園ではクラスターがあちこちで発生しているわけです。そういった点でも、本当に小さな子どもたちに対しても感染対策をするために、私はやっぱりPCR検査、抗体検査を実施していくことが必要ではないかというふうに思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

PCR検査の実施につきましては以前からいろいろとご指摘をいただいているところでございますけれども、PCR検査の実施にあたってはどうしても医師の先生の手が必要になるということで、今現在は市の指針に基づいてPCR検査については対応をしているところでございます。

しかしながら、今後、学校あるいは幼稚園、保育園の従事者には国の方から抗原簡易キットを配布して活用するというような話が出ております。市といたしましては、こういった抗原簡易キットの活用について、現在、市の指針において実施していますPCR検査というものを最初から行うのではなくて、抗原簡易キットによるスクリーニングを使って、ある程度、事前にその辺の振り分けができないのかどうかというところを、ちょっと医師会の先生のご

意見も伺って、検討してまいりたいというふうに考えております。

#### ○丸山わき子君

教職員、保育士に対して、こういった検査体制は整ってきているんですが、八街市では本当に教師、保育士の予防接種の接種率は大変高いわけです、8割近くに行っていますね。最も心配されるのは子どもたちなんです。若年者、若い方々。その方々にどうするかという、その対策が必要であるというふうに思います。ぜひ、その辺について、11月までの間、僅か11月までの間なんです、この間にどれだけ子どもたちを守るのか、若年者を守るのか、そういう姿勢をぜひとも進めていただきたいというふうに思います。

それからもう一点につきましては、このコロナ禍で社会的に大きな問題となっている生理の貧困の問題です。6月議会では栗林議員も取り上げました。八街市もしっかりと取り組んでいくべきではないかというふうに思います。

学校をはじめとする公共の施設のトイレに無償で生理用品を配備することを求めますが、いかがでしょうか。

#### ○市民部長（吉田正明君）

たしか6月議会で栗林議員の方から、この点についてはご質問いただきました。経済的な理由でそういった購入を控えるというような事案があるということについては、私も承知しているところでございます。

確かに多くの自治体におきまして、そういった生理用品の無料配布というようなことを行っている自治体もあるというふうに聞いておりますけれども、その多くが防災の備蓄品を活用した配布ということの中で、八街市の場合は現在のところ、そういった買換えの時期にはないということから、その辺の活用は難しい状況にあるというふうにご答弁させていただいたかと思えます。

この問題につきましては、今の状況ですぐにというわけには行きませんが、今後十分に研究してまいりたいというふうに考えます。

#### ○丸山わき子君

先ほど、新型コロナウイルス感染症に伴う事業中止によって2千100万円が減額補正されようとしているわけですね。財源がないわけではない。こういった財源を大いに活用すべきでありますし、それから国の方は地域女性活躍推進交付金、これを用意しているわけです。こういった補助金を大いに活用して、検討していくのではなくて、今困っている女性に対して、しっかりと手を差し伸べることを求めまして、私の質問を終わりにいたします。

#### ○議長（鈴木広美君）

以上で丸山わき子議員の質疑を終了します。

これで通告による質疑は全て終了いたしました。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号の専決処分の承認を求めることについて及び議案第14号の八街市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに討論及び採決を行いたい

と思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

これから討論を行います。

最初に、議案第3号についての討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

討論がなければ、これで議案第3号の討論を終了いたします。

次に、議案第14号についての討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

討論がなければ、これで議案第14号の討論を終了いたします。

これから採決を行います。

議案第3号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度八街市介護保険特別会計補正予算）を採決します。

この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第3号は承認されました。

次に、議案第14号、八街市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定についてを採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第14号は可決されました。

ただいま議題となっています議案第4号から議案第7号及び請願第3-1号は、配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託をいたします。議案付託表に誤りがあった場合は議長が処理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

なお、議案付託表により各常任委員会の開催日の通知といたします。

日程第2、休会の件を議題といたします。

明日9月11日から9月30日までの20日間を、各常任委員会、決算審査特別委員会の開催及び議事都合のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。9月11日から9月30日までの20日間を休会することに決定いたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議はこれで終了します。

10月1日は午前10時から本会議を開き、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。議員の皆様申し上げます。この後、議会改革特別委員会小委員会を開催いたしますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

お疲れさまでした。

(散会 午前11時11分)

○本日の会議に付した事件

1. 議案第3号から議案第7号、議案第14号、請願第3-1号

質疑

議案第3号、議案第14号

付託省略、討論、採決

議案第4号から議案第7号、請願第3-1号

委員会付託

2. 休会の件

.....  
議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度八街市介護保険特別会計補正予算）

議案第4号 令和3年度八街市一般会計補正予算について

議案第5号 令和3年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第6号 令和3年度八街市下水道事業会計補正予算について

議案第7号 令和3年度八街市水道事業会計補正予算について

議案第14号 八街市長及び副市長の給与の特例に関する条例の制定について

請願第3-1号 八街市内の通学路に関する請願